

令和8年度 平均保険料率について



1. 保険料率改定までのスケジュール

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-------|----|----|----|--|------------------------------|--------------------------------|---|----------------------|--------|--------------------|
| 運営委員会 | | | | | 11/28 決算・事業報告 収支見通しの前提 | (12/15) インセンティブ制度：R6年度実績の評価 | 12/23 事業計画(R8年度) | 1/29 予算(R8年度) | (2/12) | 3/24 (保険料率の広報等) |
| 支部評議会 | | | | 10/20 平均保険料率 支部事業計画・支部保険者機能強化予算の事前意見聴取 | | 12/5 支部の事業計画(R8年度) | 1/16 都道府県単位保険料率 インセンティブ制度R6年度実績の評価 支部の予算(R8年度) | | | |
| 国・その他 | | | | | | 政府予算案閣議決定 | 保険料率の認可等 診療報酬改定案諮詢・答申 | 事業計画、予算の認可等 関係告示等 | | |
| | | | | 診療報酬改定 調査・検討・議論 | | | | | | |

2. 令和8年度 平均保険料率

令和8年度 平均保険料率及び改定時期

| 平均保険料率 及び 改定時期 | 令和8年度 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 平均保険料率 (全支部平均) | 9.9% |
| 改定時期 (全支部共通) | 令和8年3月分 (4月納付分) から |

<北川理事長発言要旨> (1 / 2)

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
 - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
 - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
 - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとのお立場からは、
 - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
 - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
 - 「平均保険料率10%を維持するという考え方のもとで、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

<北川理事長発言要旨> (2/2)

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
 - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
 - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

協会けんぽの収支見込(医療分)

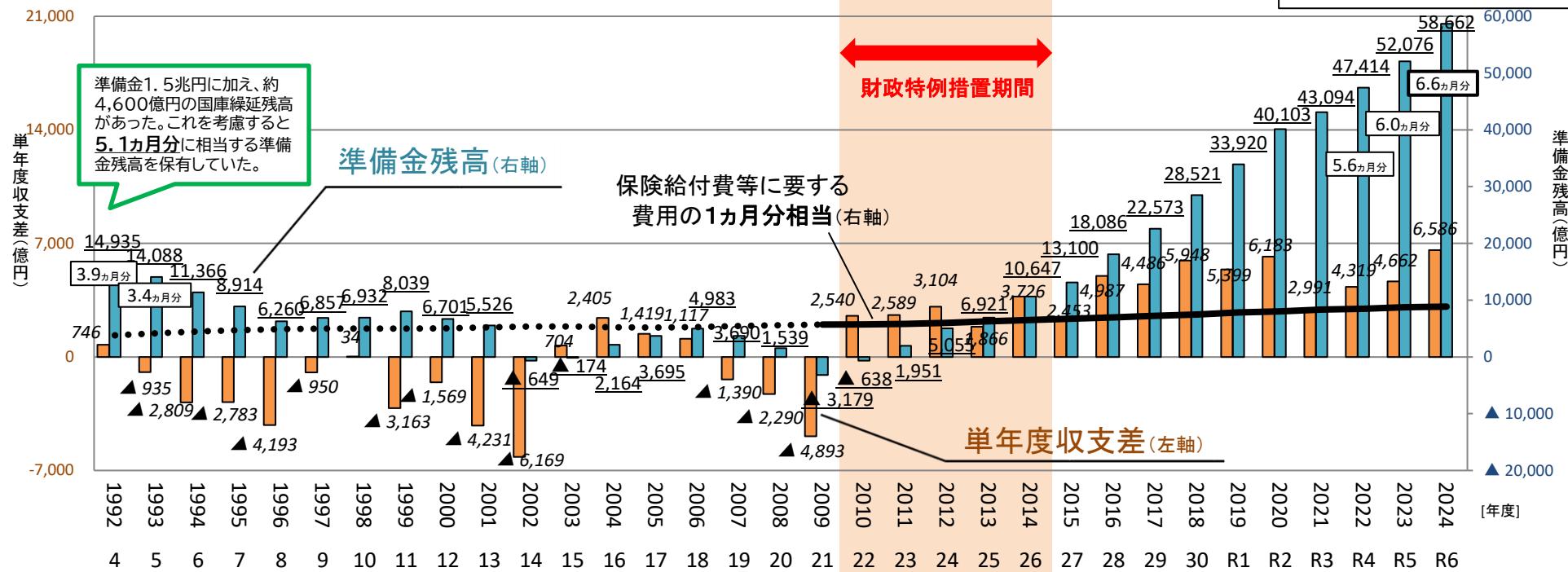
(単位：億円)

| | | 2024 (R6) 年度 | | 2025 (R7) 年度 | | 2026 (R8) 年度 | | 備考 |
|--------|----------|--------------|---------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------|---|----|
| | | 決算 (a) | 直近見込 (2025年12月) (b) | 2025-2024 (b-a) | 政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c) | 2026-2025 (c-b) | | |
| 収入 | 保険料収入 | 106,490 | 110,631 | 4,142 | 111,696 | 1,064 | 2012-2025年度保険料率： 10.00% 2026年度保険料率： <u>9.90%</u> | |
| | 国庫補助等 | 11,690 | 12,383 | 693 | 11,798 | ▲ 584 | | |
| | その他 | 346 | 449 | 103 | 485 | 36 | | |
| | 計 | 118,525 | 123,463 | 4,938 | 123,979 | 516 | | |
| 支出 | 保険給付費 | 72,552 | 75,138 | 2,586 | 76,913 | 1,775 | | |
| | 前期高齢者納付金 | 12,863 | 12,938 | 75 | 12,048 | ▲ 890 | | |
| | 後期高齢者支援金 | 23,332 | 24,891 | 1,559 | 25,618 | 727 | | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | その他 | 3,193 | 3,924 | 731 | 4,263 | 339 | | |
| | 計 | 111,939 | 116,891 | 4,951 | 118,841 | 1,951 | | |
| 単年度収支差 | | 6,586 | 6,572 | ▲ 13 | 5,137 | ▲ 1,435 | | |
| 準備金残高 | | 58,662 | 65,234 | 6,572 | 70,371 | 5,137 | | |
| ※(内数) | | 8,856 | 9,074 | 218 | 9,353 | 279 | | |

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)



(1992年度)
・国庫補助率
16.4%→13.0%

(1997年度)
・患者負担2割

(2000年度)
・介護保険制度導入

(2003年度)
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

(2008年度)
・後期高齢者
医療制度導入

(1994年度)
・食事療養費
制度の創設

(1998年度)
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

(2002年10月～)
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ

(2002・2004・2006・2008年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2015年度)(注3)
・国庫補助率
16.4%

(2016・2018～2023年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

保険料率



(注)1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。また、2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

2.2003年度は総報酬制(賞与に対しても標準報酬(月収)と同様に保険料を賦課)が導入されたことに伴い保険料率の見直しが行われている。

それまでの標準報酬ベースの8.5%は、総報酬ベースでは7.5%に相当していたが、8.2%(実質引き上げ)とされた。

3.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。